

第96号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

大沢地区高台住宅団地への移転申し込み（再募集）について

町では、漁業集落防災機能強化事業により大沢地区に整備した住宅団地（大沢第2住宅団地・袴田住宅団地）の空き区画について、再募集を行います。

●申し込み対象世帯

被災の有無にかかわらず現在町内に居住、または東日本大震災による被災時町内に居住していた世帯（災害公営住宅への入居が決定した世帯、また既に入居した世帯は除く）

●申し込み期間

令和2年11月30日（月）まで

●申し込みの際の条件

土地の引渡しから3年以内に、取得した土地に住居を建築し居住すること。

※その他詳細な条件については下記までお問合せ下さい。

●宅地の決定

宅地の決定にあたり、申込みは先着順とし、同日に同一宅地に複数の申込みがあった場合、優先順位を設け、東日本大震災による災害により町内で被災し、住宅再建していない世帯を優先に決定します。優先順位が同位の場合は抽選となります。

●空き区画状況

住宅団地名	坪数	空き区画数	金額
大沢第2住宅団地	約50坪	1区画	3,636,725円
袴田住宅団地	約50坪	1区画	3,066,930円

【お問い合わせ】

町都市計画課 宅地管理係 ☎0193-82-3111（内線255）

※お問い合わせの際は「大沢高台団地の再募集の件」とお申し出ください。

八幡町・境田町地区の町有地を売却します

町では、土地区画整理事業で嵩上げ整備した町有地の購入を希望する方を募集します。
応募資格や申込書類等、詳細につきましては、お問い合わせください。

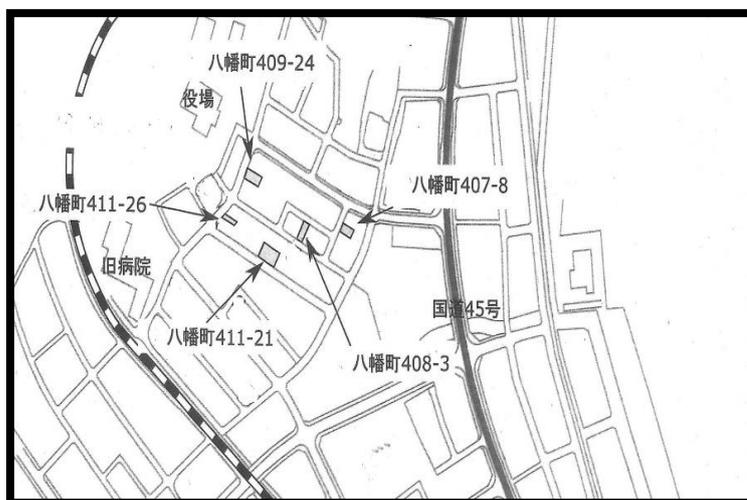
●公募期間

令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月）※土日祝日除く

9：00～17：00

●公募地の概要

(八幡町)



(境田町)



地番/用途地域	面積	売却予定額
八幡町409-24 (第一種住居)	172.12m ² (約52坪)	5,852,080円 (34,000円/m ²)
八幡町407-8 (商業)	184.30m ² (約55坪)	6,395,210円 (34,700円/m ²)
八幡町411-26 (第一種住居)	41.87m ² (約12坪)	1,281,222円 (30,600円/m ²)
八幡町408-3 (第一種居住)	69.99m ² (約21坪)	2,204,685円 (31,500円/m ²)
八幡町411-21 (第一種住居)	292.99m ² (約88坪)	9,961,660円 (34,000円/m ²)
境田町605-7 (第一種住居)	80.94m ² (約24坪)	1,489,296円 (18,400円/m ²)

※ () の坪数は一坪3.3m²で計算しています。

※現地の詳細について、ご案内いたしますのでお問い合わせください。

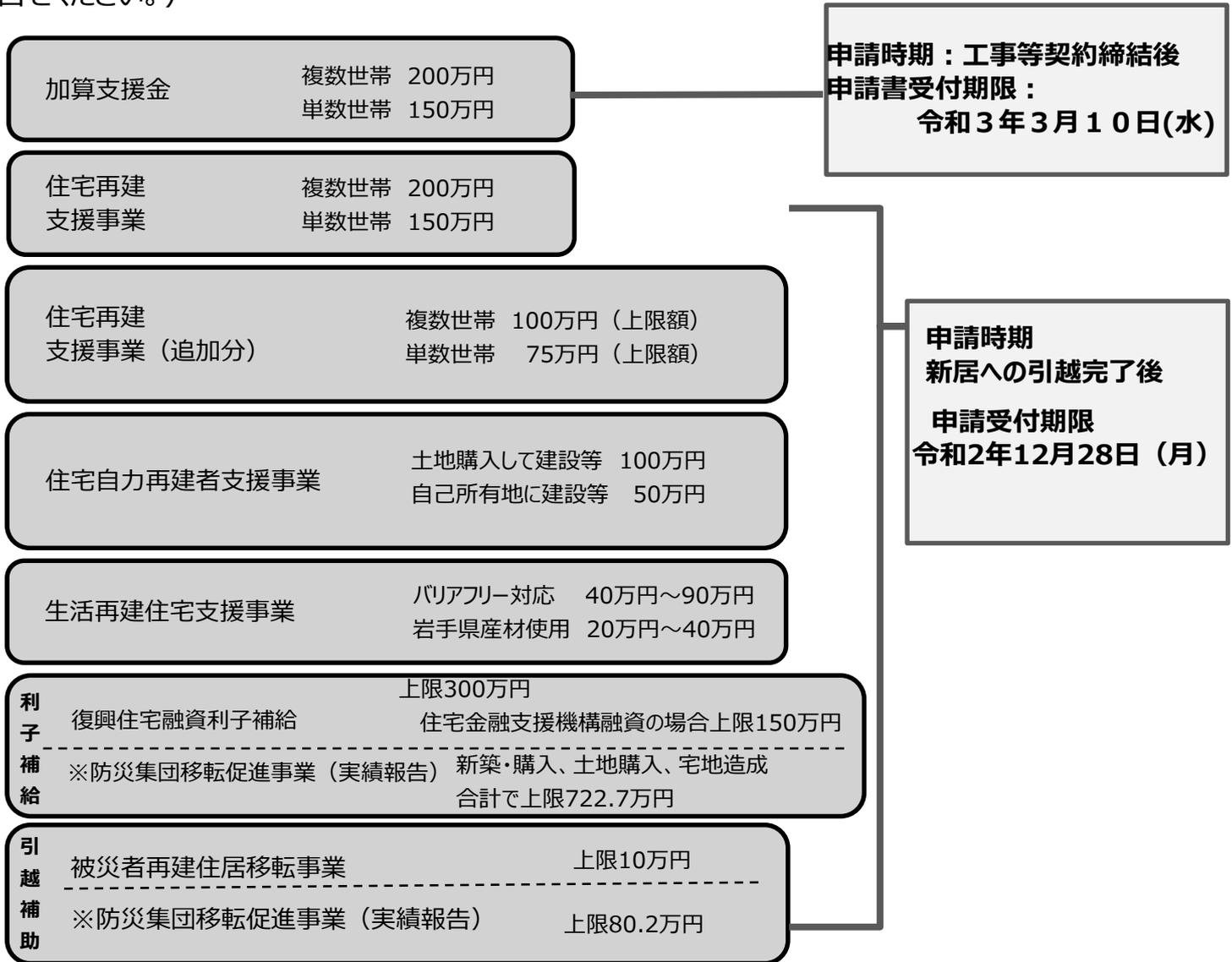
【お問い合わせ】

町都市計画課 宅地管理係 ☎0193-82-3111 (内線255)

【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限のお知らせ

◎ 令和2年12月28日までに新居への転居と補助金の申請を

これまで復興かわら版でお知らせしたとおり、東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限は次のとおりとなっております。（制度により申請のタイミングが異なりますので詳しくはお問合せください。）



※防災集団移転促進事業は、工事着工前に行う事前申請の受付は6月末で終了しており、住宅完成後の実績報告期限となります。

加算支援金は令和3年3月10日までとなっておりますが、その他の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、**住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）

【令和元年台風第19号】住宅再建に係る町の補助金制度について（再周知）

◎建設・補修工事等完了し、未申請の方は補助金の申請を

町では、令和元年台風第19号災害で被災し、住宅再建を行った世帯に対し、昨年度より補助金の申請を受け付けております。

建設・補修工事等が完了し、補助金の申請を行っていない方はお早めに申請をお願いします。

※このご案内は、まだ申請がお済みでない方へのお知らせとなります。追加での補助金の案内ではありませんのでご注意ください。

①山田町住宅再建支援事業補助金

令和元年台風第19号災害によるり災程度と再建方法に応じて、上限額の範囲内で補助金を交付します。

引越補助については、新居へ引っ越し業者に依頼して引っ越しをした場合に補助金を交付します。災害公営住宅への引越しも補助の対象となります。

支給額

※この補助金は工事が終了し、支払いも完了してからの申請となります。

区分	り災程度	支給額
建設・購入・補修	全壊	複数世帯 上限100万円 単数世帯 上限75万円
	大規模半壊	
	半壊	
	一部損壊	複数世帯 上限20万円 単数世帯 上限15万円
引越補助	全壊～一部損壊	上限5万円

注意 この補助金は、総事業費から応急修理制度と加算支援金の金額を差し引いた金額をもとに、判断し補助金支給額を決定します。

必要書類

- ・工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）・通帳の写し・印鑑・検査済証（建設の方）
- ・写真（着工前・着工後）・見積書等工事内容がわかるもの
- ・領収書または支払いが完了していることがわかるもの

②山田町復興住宅融資利子補給補助金

対象世帯

全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書が発行されている世帯で、住宅再建のため金融機関等から借入れを行った場合

支給額

上限額 200万円

【お問い合わせ】 町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）